

所有者不明農地の利活用に係る最近の動向等

令和2年12月
農林水産省

○ 所有者不明農地等の実態

- 相続未登記農地及びそのおそれのある農地は全農地の約2割(93.4万ha)を占めるが、うち遊休農地になっているのは6%(5.4万ha)にとどまり、多くは実態上は耕作がなされている。
- しかしながら、当該農地について権利設定をしようとする、法定相続人を探索した上で同意を集めなければならないことから円滑に貸付けが進まず、農地の集積・集約化の妨げとなっていた。

結果

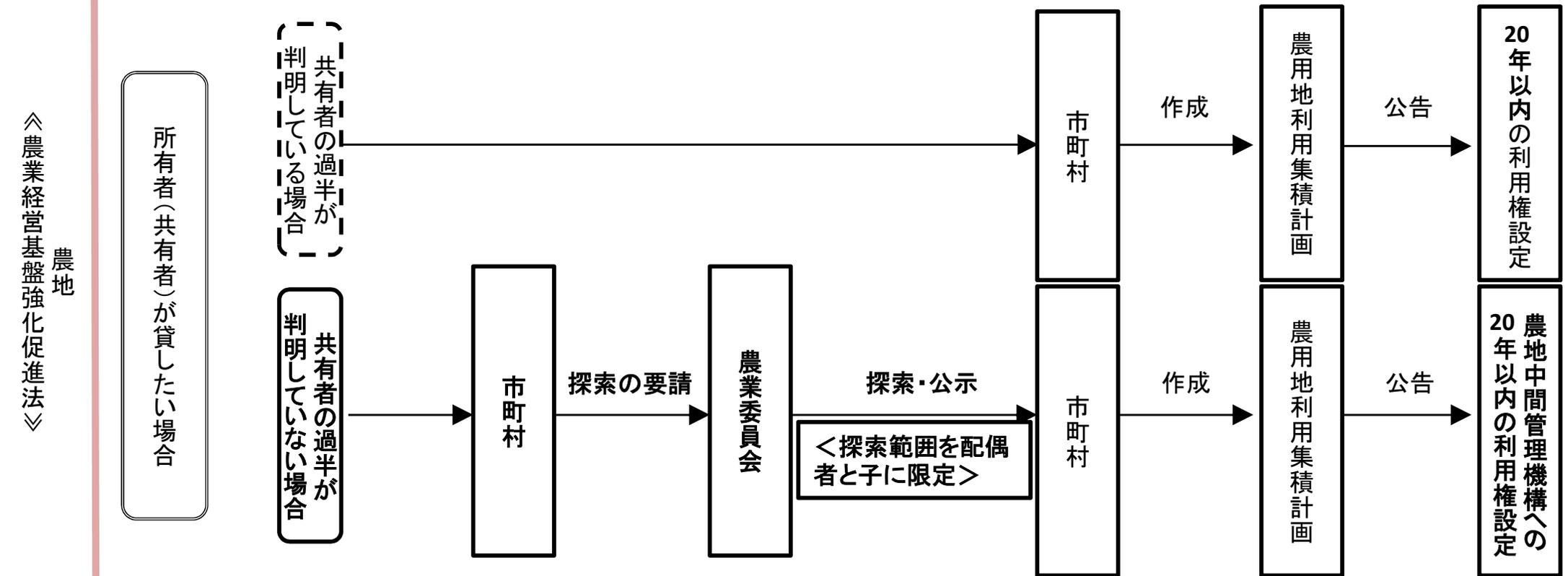
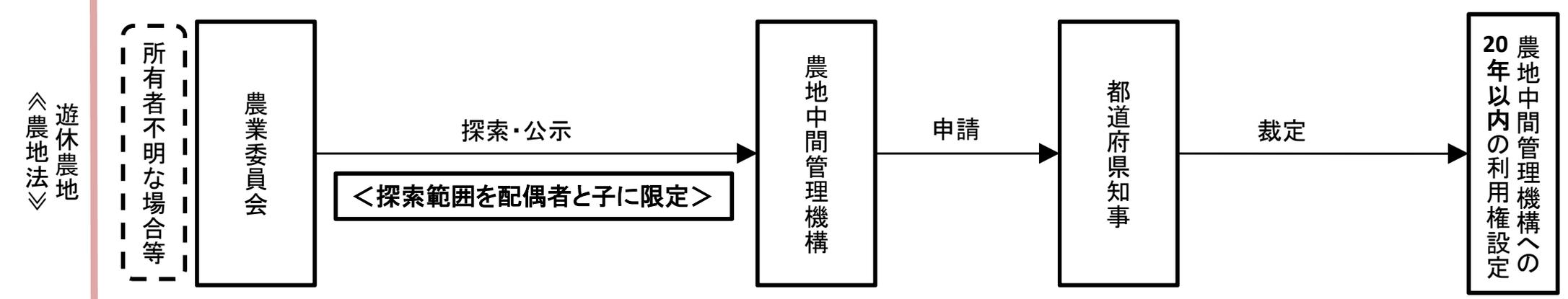
相続未登記農地	47.7万ha
うち遊休農地	2.7万ha
相続未登記のおそれのある農地	45.8万ha
うち遊休農地	2.7万ha
合計	93.4万ha (農地(447万ha)の20.8%)
うち遊休農地	5.4万ha (相続未登記農地等の6%)

定義

- 「相続未登記農地」:
登記名義人が死亡していることが確認された農地。
 - 「相続未登記のおそれのある農地」:
住民基本台帳上ではその生死が確認できず、相続未登記となっているおそれのある農地。
 - 「遊休農地」:
1年以上耕作されておらず引き続き耕作される見込みのない農地等
- ※ 各農業委員会において、農地台帳上の農地の登記名義人について、固定資産課税台帳及び住民基本台帳上のデータとそれぞれ照合。

○ 所有者不明農地の利活用のための制度(フロー図)

- 農地法・農業経営基盤強化促進法では、所有者不明農地について、探索・公示等の手続を経て、農地中間管理機構等を通じて新たな担い手に利用権を設定することを可能とする制度を措置。
- また、利用権の設定期間も長期化。



○ 農地中間管理機構(農地バンク)とは

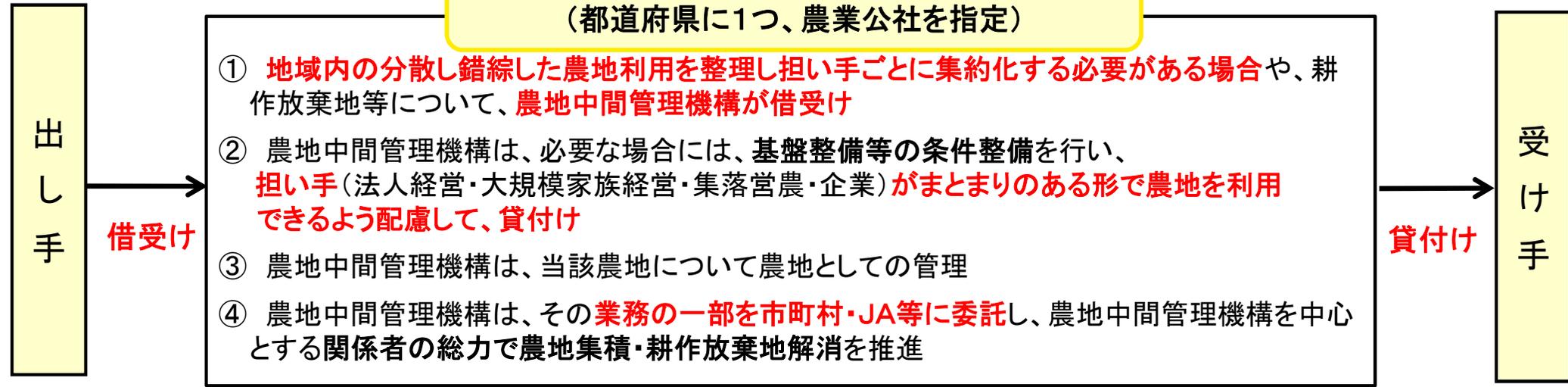
目標

○ 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

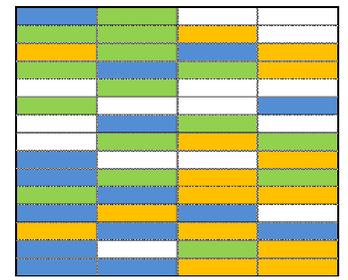
政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)

農地中間管理機構 (農地バンク)
(都道府県に1つ、農業公社を指定)



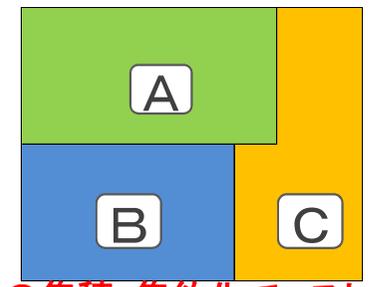
地域内の分散・錯綜した農地利用



農地の集約(イメージ)



担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

○ 所有者不明農地の活用実績

- 旧制度による農地法を活用した所有者不明農地の公示事例は、制度改正した平成26年4月1日から平成30年11月15日(改正法施行前)までで全国19件。
- 新制度を活用した事例は、平成30年11月16日施行以降、令和2年3月末時点で農地法で82件、農業経営基盤強化促進法で105件。

1 件数

	H26.4.1～ H27.3.31	H27.4.1～ H28.3.31	H28.4.1～ H29.3.31	H29.4.1～ H30.3.31	H30.4.1～ H30.11.15	H30.11.16 ～R2.2.29
農地法	0件	2件	8件	6件	3件	82件
基盤法	—	—	—	—	—	105件

2 分布

	農地法(旧)	農地法(新)	基盤法
北海道	1件	7件	0件
東北	9件(青森、岩手、山形、秋田)	26件(青森、岩手、山形、秋田、宮城)	18件(青森、秋田、山形、宮城)
関東	2件(静岡、神奈川)	8件(茨城、栃木、群馬)	3件(千葉、長野、埼玉)
北陸	1件(富山)	7件(新潟、富山、福井)	9件(石川、福井)
東海	1件(三重)	7件(愛知、三重、岐阜)	1件(岐阜)
近畿	0件	1件(兵庫)	1件(奈良)
中四国	4件(島根、鳥取、高知、広島)	15件(鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、高知、愛媛)	0件
九州	0件	9件(福岡、大分、熊本、長崎)	72件(鹿児島、福岡、熊本、長崎、大分)
沖縄	1件	2件	1件